

建設産業技能検定受検料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設産業技能検定受検料補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、将来の建設産業の担い手の確保及び技術力の向上に向け、若年者による技能検定の受検を促進し、もって、持続可能な建設産業の構築を図ることを目的とする。

(交付の対象者、対象経費及び補助額)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれも満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設の訓練生又は法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）

イ 法第24条第1項の認定を受けた職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学若しくは大学、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在籍する者

(2) 試験日の属する年度の4月1日において23歳未満であり、かつ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

(3) 県内に住所を有する者

2 補助金の対象経費は、2級の技能検定の職種のうち別表に掲げるものの実技試験に係る受検手数料とする。

3 補助額は、対象者1人につき、受検した職種ごとに9千円とする。ただし、試験日の属する年度において同一人物につき1職種1回のみ補助とし、振込手数料は含まないものとする。

(交付の申請等)

第4条 規則第3条第1項及び第11条の交付申請書兼事業実績報告書兼請求書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の交付申請書兼事業実績報告書兼請求書は、1通とする。

3 第1項の交付申請書兼事業実績報告書兼請求書の提出期日は、試験日の属する年度の末日までとする。

4 請求者（受検者）と補助金振込先口座の名義人が異なる場合は、委任状（別

記第 2 号様式) を提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第 5 条 知事は、前条第 1 項の交付申請書兼事業実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、建設産業技能検定受検料補助金交付決定（却下）兼補助金額確定通知書（別記第 3 号様式）により交付対象者に通知するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、シャッター施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ